

経営者のための 銀行交渉術 と 最新税務情報



第36号

平成28年11月1日(火)

発行 久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪府城東区野江4丁目1番6号

TEL:(06)6930-6388

■平成28年分年末調整のポイント

平成28年分年末調整はマイナンバーについても留意が必要です。あらためて確認してみましょう。

1. マイナンバーに関する留意点

(1) 年末調整関係書類に係るマイナンバーの記載を不要とする申告書

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、下記の申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバーの記載が不要とされています。

①給与所得者の保険料控除申告書

②給与所得者の配偶者特別控除申告書

③給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

（注）給与の支払者が上記①から③の申告書を受理した際に、給与の支払者が個人である場合には、これらの申告書に自らのマイナンバーを付記する必要はありませんが、給与の支払者が法人である場合には、法人番号を付記する必要があります。

(2) 扶養控除等（異動）申告書等に記載するマイナンバーに関する改正（平成29年から変わる事項）

平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について、給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿（注）を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

①給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

②従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

③退職所得の受給に関する申告書

④公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）上記①から④の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

2. 平成28年分の年末調整における留意事項

(1) 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

平成28年4月の改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算する必要があります。

(2) 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」という）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除、（以下「扶養控除等」という）又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。

（注）「非居住者」とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。

「国外居住親族」とは、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載された控除対象扶養親族、控除対象配偶者、同居特別障害者、その他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者であって非居住者である親族又は給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載された配偶者であって非居住者である配偶者をいいます。